

令和5年度愛媛県地域医療構想に係るKDB等分析業務仕様書

1 委託業務名

令和5年度愛媛県地域医療構想に係るKDB等分析業務

2 契約期間

契約締結の日から4か月の間

3 委託業務の目的

本業務は、国保データベース(KDB)システムのデータ(以下、「KDBデータ」という。)等を活用した分析を行い、成果物を作成することで、愛媛県における地域医療構想の推進に向けた基礎資料とするとともに、成果物を地域医療構想調整会議の協議や民間医療機関も含めた各医療機関に提供するなど、地域医療構想への理解を深めるために活用することを目的とする。

4 委託業務の内容

(1) データの収集

- ア 発注者が提供するKDBデータを使用すること。
- イ その他独自に企画提案する内容については、データの時点、内容、その収集方法及び分析方針などを発注者と協議の上、決定すること。
- ウ 使用するデータは、提供元や収集に必要な期間等を考慮し、収集可能なものとする。
- エ 発注者が保有するデータが必要であるときは、受注者は発注者に対して遅滞なく依頼を行うこと。
- オ 使用するデータの匿名化处理等が必要なときは、受注者が行うこと。

(2) 収集したデータの取りまとめ

受注者は、収集したデータについて、発注者が3に掲げる目的に活用できるよう、取りまとめを行うこと。

(3) データの分析

- ア 分析の時点は、現在、2025年及びその後の任意の時点とすること。
- イ 分析の単位は、全県及び二次医療圏単位とすること。ただし、使用するデータの性質上、二次医療圏単位の分析が困難なとき又は市町村単位の分析が可能であるときは、分析単位について、発注者と協議の上、決定すること。
- ウ 分析する内容は、次に掲げる事項について、医療関係者が把握できるものとする。

- (ア) 現在、2025年及びその後の任意の時点における医療需要
- (イ) 現在の医療提供体制により各医療機関が担っている医療機能
- (ウ) 現在の医療提供体制による医療機能の充足状況
- (エ) 2025年及びその後の任意の時点における医療需要の変化を踏まえ、今後、強化が必要となる医療機能
- (オ) その他発注者と受注者の協議により、追加することとした分析内容

5 実施計画書及び実施報告書

- (1) 契約締結後、速やかに実施計画書を作成し、発注者と協議を行った上で業務を実施すること。
- (2) 契約締結から2か月後に、発注者に中間報告を実施すること。
- (3) 業務完了に際して、発注者に成果報告を実施した上で、速やかに実施報告書を作成すること。

6 成果物

- (1) 受注者は、本業務に関する成果物として、次に掲げるものを契約期間内に発注者に提出すること。
 - ア 本業務に関する実績報告書、調査・分析データ及び概要版 各2部
 - イ 実績報告書及び前号のデータ等を保存した電子媒体(CD-R等) 2部
- (2) 契約期間途中においても、受注者が承諾した場合は、発注者は成果品の全部又は一部を使用することができるものとする。

7 その他

- (1) 業務の着手・進行に当たっては、発注者と十分に連絡調整を行うこと。
- (2) 本業務により得られた成果物は、全て発注者に帰属する。
- (3) 個人情報保護に係る法令等に準拠した対応を行うとともに、各関係者のプライバシーの保持に十分配慮しながら、業務上知り得た個人情報を紛失し、又は業務に必要な範ちゅうを超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うこと。
- (4) 令和5年度愛媛県地域医療構想に係るKDB等分析業務に係る公募型プロポーザルにおける企画提案の内容を遵守すること。
- (5) 疑義が生じた場合、又は仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者の協議により決定すること。